

防衛装備の移転に係る制度運用面の改善要望 について —要望書(その3)の提出—

CISTEC 防衛装備移転手続等対応 WG

防衛装備移転三原則等が2014年4月に制定されてから10年以上が経ち、移転を認められた事例も出てきておりますが、完成品等の輸出件数から、また、産業界の実感としても、移転が推進されているとは評価できない状況と認識しております。産業界としては、政府の移転政策に基づいて営業活動を行っているものの、防衛装備移転手続きの未整備により、未だに防衛装備のPRや初期的な商談にすら困難を感じているところです。

CISTECでは、安全保障輸出管理に関係する手続き面の環境整備に向けた課題の整理を行うため、防衛装備移転手続等対応WGを設置し、課題と要望事項をまとめ、まずは2015年12月に経済産業省をはじめとする関係省庁に要望書を提出しており¹、防衛装備移転に関する基礎的マーケティング情報の手続きに関するガイドライン²を手当てしていただきました。また、2022年4月には取り残された要望等を再整理した要望書を提出し³、特別返品等包括許可に、不具合にかかる情報の役務取引を追加していただきました。

WG関係企業では、これらの改正については評価しているものの、制度の分かり難さの改善や更なる手続きの合理化について、関係省庁との協議を要望しておりましたが、2022年度には安全保障3文書⁴の改訂が議論されていたこと、引き続き、防衛装備移転三原則等の改正も議論されていたことから、これらの改正を待って、改めて課題を整理したうえで、2025年1月に経済産業省に要望書⁵を提出するこ

といたしました。

ところで、2022年12月に改訂された安全保障3文書において、防衛装備移転については「我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段」であり、また、「官民一体となって防衛装備移転を進める」など、従来から一步踏み込んだ内容となっております。変わりゆく安全保障環境の中で、我が国の防衛力の抜本的強化を進めるには、直接的に我が国の防衛力を強化するだけでなく、特にインド太平洋地域の平和と安定のために、防衛装備移転の推進も必要と思料いたします。

今回の要望書提出に当たっては、このような防衛装備移転への取組み強化に呼応し、装備品移転の促進にも資するべく、短期的には展示会における情報提供に係る手続き及び防衛省を支援するための手続き等の合理化について、また、中長期的には規制対象となる武器の明確化を要望しております。

1. 展示会等における防衛装備に関する情報提供

防衛装備品移転の推進にあたっては、まずは我が国の防衛装備品を知って頂く必要がありますが、防衛装備品に関連する情報は外為令別表1の項(以下、1項技術という。)において「係る技術」として広範に規制されており、単純な機能、性能、外観等の基礎的なマーケティング情報であっても安易に開示することは認められておりません。

経済産業省の Q&A² に基づき、行政文書の公知性を拠り所に運用指導を頂いた例もあるものの、厳しい規制下にある 1 項技術を扱うルールとしては不安定さは否めず、実務の混乱要因であったことも懸念されるところです。基礎的マーケティング情報の取扱いについて合理的な運用或いは新しい制度の創設を要望いたしました。

2. 外国における防衛省支援のための役務取引等に係る特例の不備

自衛隊が海外で防衛装備品の試験等される際に、防衛装備品の開発、製造を行っている複数の国内事業者に対し、海外での技術支援を要請されることがあります。国内事業者から自衛隊への技術提供は貿易外省令第 9 条の許可例外が適用できるものの、海外における国内事業者間の 1 項技術の提供では役務取引許可が必要となっています。自衛隊支援のため、かつ、国内において当該装備品の協業体制にある国内事業者間の技術提供について、規制の合理化を要望いたしました。同様に、防衛省の要請に応じて行う役務取引についても規制の合理化を要望いたしました。

3. 防衛省向け事業に関する手続きについて

防衛省向けのライセンス生産品等に係る外国への 1 項技術の提供には役務取引許可が必要となりますが、当該許可の有効期限はライセンサーとの契約ではなく、防衛省契約に基づくため、毎年の防衛予算や防衛省契約の時期に左右されます。このため、長期に亘って使用される装備品等では有効期限が失効しているために、新たに許可を申請するなどしてタイムリーな不具合対応に支障を来すことがあることから、手続きの合理化を要望いたしました。

貨物の返送については、特別返品等包括許可で一定の効果はあるものの、使い勝手などの課題があり、役務取引同様、更なる改善を要望いたしました。

4. 1 項武器リストと WA/ML との乖離

我が国では、武器（貨物）については輸出令別表第 1 の 1 項（以下、1 項武器リストという。）に規定されていますが、国際的には、国際輸出管理レジームであるワッセナーアレンジメントの軍需品リスト（以下、WA/ML という。）に規定されています。両

者を比較すると、WA/ML は対象を具体的に規定しているのに対して、1 項武器リストには品目が規定されているのみで、規制の範囲が必ずしも明確にはなっていません。例えば、軍の近代化に重要な役割を果たしている IT や情報関連機器等の電子機器は WA/ML では規定されていますが、1 項武器リストにおいてはどの品目でカバーされているのか明確ではありません。

防衛装備移転が推進される中、防衛装備を扱う中小企業やベンチャー企業にとって、現行の 1 項武器リストで輸出管理を行うことは意図せずにチェック漏れが生じる可能性もあり、また、規制強化が予定されている通常兵器キャッチオール用途要件の確認においても用途が 1 項武器リストに該当するか否かの確認を行うことになることから、混乱することが懸念され、WA/ML のような明確化が必要と考えます。

1 項武器リストを WA/ML に合わせることは慎重な検討が必要になると思いますが、北朝鮮制裁の一環である貨物検査法では WA/ML に整合したリストが告示で定められている事例もあり、1 項武器リストを WA/ML に準拠するよう検討を行うことを要望いたしました。

経産省の制度改革で、要望の「1. 展示会等における防衛装備に関する情報提供」に関連して、「展示会等包括役務取引許可」手続きを導入する旨のパブリックコメントに付され、手続きの簡略化がなされる見込みとなった。同許可制度案の概要については、別途記事の「2024 年度定例のリスト改正等を含むパブリックコメントが開始」を参照されたい。

1. https://www.cistec.or.jp/service/boueisoubi_data/youbou_20151211.pdf
2. 経済産業省 Q2-9/A2-9、<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda01.html>
3. https://www.cistec.or.jp/service/boueisoubi_data/230424-kadai.pdf
4. 国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画、令和 4 年 12 月
5. https://www.cistec.or.jp/service/boueisoubi_data/20250124_06.pdf

別添

2024 貿情セ調（経提）第 6 号

2025 年 1 月 24 日

経済産業省貿易経済安全保障局

貿易管理部

安全保障貿易管理課

安全保障貿易審査課

御中

写）防衛装備庁装備政策部国際装備課 御中

一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)

制度専門委員会 防衛装備移転手続等対応 WG

防衛装備移転に係る手続的環境整備に向けた課題について（要望）（その 3）

1. 背景

昨今の安全保障環境の大きな変化を踏まえて、我が国は、2022 年 12 月に新たな国家安全保障戦略を策定しました¹。

国家安全保障戦略の中では、防衛装備移転の推進を官民一体となって進めることを防衛体制強化の施策の一つとして明記しており、すなわち、「防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。」との観点から、これを円滑に行うため防衛装備移転や運用指針の見直しを行うとともに、「防衛装備移転を円滑に進めるための各種支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を進める」とされています。

防衛装備移転の推進にあたっては、防衛装備品の魅力を顧客に知って頂くために情報の提供が必要となりますが、当然のことながら、情報の提供にあたっては、厳格な輸出管理のもとに推進すべきであり、国家安全保障戦略にも、「武器や関連機微技術の拡散防止のための国際輸出管理レジームの維持・強化、我が国国内における不拡散措置の適切な実施や、各国の能力構築支援を柱として不拡散政策に取り組む」ことが明記されています。

一方で、防衛装備関連技術については、あまりに広範に厳しい規制をしているため展示会活動等に支障をきたしているとの意見は以前から聞かれるところ²であり、CISTEC から要

¹ <https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou/nss-j.pdf>

² CISTEC Journal 2016.9 No.165

望書³も提示し、幾つかの改善がみられました。本要望書は、現在の課題を踏まえて、まずは展示会等での1項技術の提供に係る問題、外国における防衛省向け事業のための役務取引及び輸出令別表第1の1の項に係る問題について、課題解決のための要望事項の論点を整理及び提言をすることを目的としています。

2. 問題の所在

(1) 展示会等における防衛装備に関する情報提供

かかる状況下で防衛装備移転の推進のための来場者限定(事前登録制等)の閉鎖的展示会への出展⁴等を行う上での問題を整理します。

1) 1項技術の広範な定義

我が国は外国為替及び外国貿易法により、技術を提供することを目的とする一定の取引について、経済産業大臣の許可の取得を義務づけており、その対象となる技術の範囲は、外国為替令別表に規定されています。

防衛装備に関する技術は、同別表の1の項に「輸出貿易管理令別表第1の1の項(以下、1項という。)の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術(以下、1項技術という。)」と1項に該当する貨物に関連する技術を広範に規制対象となっていることに加え、貨物を定めている輸出管理令別表第1の1項では、品目の名称や「軍用」という記載のみで、2項以降と異なり貨物の具体的スペックを規定している経済産業省令(以下、貨物等省令という。)の定めがありません。一部の1項貨物(例えば鉄砲)では、「解釈」が運用通達で示されていますが「・・・を含む」となっており、規制対象範囲の輪郭が明確になっておらず、非常に広範な技術が規制対象となっています。

加えて、1項技術の「使用」については、役務通達において、「外為令別表の1の項における「使用」は、操作、据付(現地据付を含む)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理等の設計、製造以外の段階をいう。」との解釈が示されており、2の項以下の項番に適用される役務通達の解釈「使用とは、操作、据付(現地据付を含む)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理をいう。」より大幅に広く定義されています。これは国際的に見ても、異例の定義だと思われます。

このため、1項技術は、他の項と異なり、1項貨物の外観や機能、性能等に係る情報

³ https://www.cistec.or.jp/service/cistec_teigen/meti_teigen2022/data/220428-2.pdf

⁴ 「展示会」としては、そもそも不特定多数に公開される展示会への出展であれば、貿易外省令第9条第2項第九号ホで「公知とするための取引」として許可を要しない取引とすることもできるが、防衛に関わる展示会は、安全保障戦略の観点から来場者を特定し閉鎖的に開催されることが多く、同特例の対象とならないと判断される可能性が高いため、以下の検討では、クローズな展示会出展を想定して「閉鎖的展示会」と称して記載する。

も許可の対象になりうるものとして取り扱われています。

なお、このような状況を踏まえて、1項の貨物・技術については、法令の条文だけでは該当非該当の判断が困難な場合に限った経済産業省への事前相談が可能である⁵ものの、あくまでも具体的な取引（技術提供）に先だって行うものであり、事業者内で自主管理を行うための1項技術に関する該非判定は、2項以下のスペックが規定されている貨物の技術と比べて、事業者の大きな負担となっています。

さらに、2)でも触れますが、例えば防衛装備関連の閉鎖的な展示会であっても誰に説明するかを事前に特定することは現実的ではなく、許可申請することが困難であることから、説明は許可を要しない「公知」となっているものに限って提供するという実務が多く行われています。

汎用品の場合、多くが「必要な技術」として規制され、規制範囲が限定されるため、閉鎖的な展示会であっても許可申請をすることなく、展示会に足を運ばないと得られない公知となっていない魅力的な情報提供が可能です。しかし、防衛装備の場合、前述したとおり、貨物の規制範囲が明確でなく、かつ、「係る技術」として広く規制され、更に、許可申請することが困難であることもあり、提供できる技術の範囲が「公知」となっているものに限定されることから、移転推進に向けた効果的なアピールができていないかは、非常に疑問符が付くところです。

2) 展示会等での情報提供に利用できる許可制度が無い

許可を要する技術を提供したいのであれば、手続に必要な時間的余裕を見込んで、許可申請すればよいのでは、というご指摘もあると思われますが、現行の許可制度を利用することは以下の観点から現実的ではないと考えられます。

① 最終需要者の特定と誓約書の取得、役務取引許可の申請

展示会出展への目的は様々であると考えますが、多少なりとも新たな顧客への販路拡大を期待するのであれば、例えば閉鎖的な展示会であったとしても、予め出展ブースに来場する顧客（＝最終需要者）を特定し、事前に誓約書を取得し、役務取引許可を申請することは不可能です。また、**通常の展示エリアと区分して、特定の顧客だけを個別のエリアに招いて商談する方法**も考えられるところではありますが、そのような特別なブース・エリアを設けるにはそれなりの追加費用が生じます。また、事前に調整可能な特定の顧客に対する情報提供を行うのであれば、あえて展示会の機会を利

⁵ 「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/tutatu24fy/tokuteikamotsu_201228.pdf

用する必要はなく、個別訪問の機会を設ける方が現実的であると考えられます。これら踏まえると、最終需要者の特定と誓約書の取得を前提とする役務取引許可制度の利用は閉鎖的展示会の出展（情報提供）には適さないと思われます。

なお、防衛省装備品に関する役務取引許可の申請に当たっては、防衛省と出展者との契約書又は防衛省による確認書が必要となることを付言いたします。

② 提供される技術の内容と用途

一般に、展示会に出展される技術情報は、設計・製造・使用に必要な技術情報ではなく、最終需要者が展示されている商品について購入の検討を始めるような、商品の魅力をアピールするために最低限必要な貨物の単なる機能、性能、外観等の情報に留められています。すなわち、展示会では需要者に関心を持っていただくことが目的であって、その後に具体的な商談に進んでいく中で、より詳細な技術情報を提供していくことになります。単なる機能、性能、外観等の情報について、需要者が購入するか否かの検討に必要な情報を収集している段階で、取引の目的や背景事情等を確認することは現実的ではなく、1項技術として許可申請の対象とすることは、商品の魅力をアピールする前に関心を失わせてしまい、負担だけを強いてしまうこととなります。

以上より、来場者をある程度絞った閉鎖的展示会への出展における技術提供について、その取引の実情を踏まえた適切な許可制度は、現状、無いというのが実務者の評価となります（そのため、1）のとおり、許可を取得せず公知情報による展示・商品説明しかできません）。

このような法令上の制約が一般には理解されていないために、時として「新しい三原則の下で、企業側がアピールのための十分な努力をしていないのではないか」というような批判を受けることにつながっています。

3) 基礎的マーケティング情報の扱いに関する Q&A2-9

CISTEC では、これらの背景を十分認識したうえで、以前より防衛装備移転に係る手続きの合理化を要望してきており、政府もこれに適宜対応して頂いております。

経済産業省/防衛装備庁は、展示会等で提供する技術情報である基礎的マーケティング情報の取り扱いを、Q&A2-9を経済産業省 HP 上で公開（2018/10/17）することによって、一定のガイドラインを示しています。

一方で、Q&A2-9を認識せず、上述のとおり1項技術の規制が曖昧かつ広範で許可申請手続きの見通しも立てにくいことから、展示会ではアピール力に乏しいことを認識しながら明らかに公知となっている情報しか展示・説明（提供）しないという事業者もいることが確認されています。また、Q&A2-9を認識している事業者についても、Q&A2-9の記載内容が難解であることから、事業者によって理解が異なり、Q&A2-9

による運用に混乱が見られ、防衛装備移転に向けたアピール活動を委縮又は過剰な手間を生じさせている可能性も確認されています。

（２）外国における防衛省支援のための役務取引等に係る特例の不備

外国における防衛省支援に関して、貿易外省令第９条には、直接、居住者が防衛大臣(以下、防衛省という)に対して行う役務取引の許可例外が規定されています。しかしながら、当該許可例外の範囲は限定的で、防衛省の支援を効率的に行うためには、次に示す課題が残されています。

① 外国における防衛省同行の際のプライム・ベンダー間の技術提供取引

外国における防衛省支援のために、複数の国内事業者が、防衛省と外国において役務取引を行う契約を締結することがあります。例えば、防衛省が米国で射撃試験を行う等する際に、防衛装備品のプライムとベンダーが支援のために同行した場合、防衛省と各プライム、ベンダー間の役務取引は貿易外省令第９条の許可例外に該当しますが、プライムとベンダー間取引は役務取引許可の対象となっており、実際に許可申請が行われています。しかしながら、当該プライム及びベンダーは、すでに国内で協力関係にあり、また、効率的に外国で防衛省を支援する必要があることから、外国で役務取引を行う契約であることを理由に許可の対象とすることは不合理と考えます。

② 防衛省が参加する国際会議等に随行した際の外国政府機関等に対する技術提供取引

防衛省契約には、防衛省が参加する国際会議に国内事業者が出席し支援することを含んでいるものがあります。防衛省については、輸出令別表第３の地域に限って役務取引の許可例外が適用されますが、国内事業者には適用されないため、国際会議にて、直接、外国政府や企業に説明を行うためには役務取引許可を取得するか、もしくは、同席している防衛省職員を介して情報を提供することになります。防衛省支援のため、防衛省が同席する場において情報提供するにもかかわらず、許可の対象とすることは不合理と考えます。なお、契約に基づき許可を取得することは不可能とはいきませんが、他国の会議出席者からの誓約書の取得や役務取引許可申請自体に非常に手間がかかり、また、上記の状況を鑑みれば、不合理で現実的でない規制と考えます。

③ 防衛省により委託された外国企業への技術提供取引

防衛省向け事業では、防衛装備品の開発、保守、あるいは改修等のために、装備品、部分品あるいは附属品を製造する外国企業に技術情報を含む仕様書を提示する場合があります。当該技術情報には公知ではない規制技術を含む場合があります。また、関連した質疑応答がなされることとなりますが、防衛省が自ら輸出令別表第３の国の外国企業に情報提供及び役務取引を行う場合には、貿易外省令第９条の特例により許可が不要となります。一方で、国内事業者については、防衛省の委託により、防衛省の代理で同様に情報提供する場合であっても役務取引許可の取得を求められ、迅速な対応を行う

ことができないことになります。

このように防衛省が行えば特例が認められるにも関わらず、国内事業者については、たとえ防衛省から委託されていたとしても、特例が適用されないということは、不合理な規制と考えます。

（３）防衛省向け事業に関する手続きについて

防衛省向け事業において、防衛装備品に係る輸出、役務取引は、主に、外国からのライセンス生産、輸入調達等に必要な貨物の返送や技術提供であって、個別許可及び特別返品等包括許可で行われていますが、次のような問題があります。

- ①外国企業との契約ではなく、防衛省契約に基づき役務取引許可が発給されるため、許可の有効期限は防衛予算や防衛省との契約に左右されることになります。このため、役務取引許可の有効期限が切れているタイミングで、不具合等により外国企業との役務取引が必要になった場合、許可申請に時間がかかり、タイムリーな対応が困難となる場合があります。
- ②防衛装備品自体は長期に渡って調達、運用が行われるものの、防衛省契約が単年度契約になっていること、及び１契約１許可の原則から、年度契約毎に同じような内容で、同じように時間をかけて役務取引許可申請を行っておりますが、非効率と感じています。
- ③貨物の外国企業への返送については、個別輸出許可又は特別返品等包括許可を使うことになります。個別輸出許可の場合は許可申請に時間がかかり、一方、特別返品等包括許可は不具合貨物、技術及びプログラムの返送に限られ、分析のために貸与された機器の返送や定期的な較正のための機器の一時的な輸出には適用できず、個別に許可申請することになることから使い勝手がよくありません。

現状、経済産業省への輸出許可申請においては、防衛省向けライセンス生産や機器の輸入調達について、防衛省が当該取引の内容を理解していること、取引先である外国企業等の状況、提供する貨物・技術の説明、契約書、誓約書その他必要書類を確認したうえで、役務取引許可を発給していただいています。すなわち、これらの取引については、以下の特徴があります。

- (i) 我が国の平和及び安全の維持を目的とした取引として、防衛省が必要と認めています。
- (ii) 需要者(ライセンサー等)は、もともと、取引する品目に係る機微な設計、製造、使用に係る技術を保有しています。
- (iii) 防衛省固有の情報については、防衛省が提供することを認めた情報のみ提供しています。

したがって、特段の安全保障上の懸念はないものと考えられます。

（４）１項武器リストと WA の ML との乖離

通常兵器の輸出管理に係る国際レジームであるワッセナー・アレンジメント（WA）では、通常兵器のリストである ML（軍需品リスト）が詳細に規定されており、多くの諸外国は当該 WA/ML に基づき輸出規制すべき武器の品目を規定しています。

我が国で輸出を規制する武器の品目は、(1)1)で述べた通り、詳細なスペックを示さず広範な規定が用いられているため、輸出者からすれば予見可能性の欠如から該非判定に困難を招くことになっています。

また、昨年公表された産構審安保小委の中間報告⁶に、輸出令別表第１の１６の項貨物を対象に通常兵器キャッチオール規制の強化——一般国（グループ A 国及び輸出令別表第３の２以外の国）向けに用途要件の導入が予定されていますが、ここでは「通常兵器」の開発、製造若しくは使用に用いられることが規制の対象とされるところ、具体的なスペックが示されていない曖昧な規定である「通常兵器」を対象として、開発、製造若しくは使用に用いられるか否かの確認を輸出者に求めることは、あまりに過大な負担を課すことであると懸念されます。その効果についても、前述のとおり、我が国が曖昧に広範に規制している ML が対象外としている品目については、多くの一般国では武器として規制の対象とされていないところ、そのような品目の開発、製造若しくは使用に用いられることを理由に、我が国の輸出者の取引を制限することに安全保障上の理由が見いだせず、徒に我が国輸出者と需要者との間に混乱を来すことも懸念されます。

さらに、我が国のリスト規制のうち、汎用品については４つの国際輸出管理レジーム（NSG、AG、MTCR、WA）の規制リストに準拠して規定されていますが、武器（通常兵器）については、EU を始め多くに国で WA/ML が採用されているものの、我が国独自のリストとなっており、WA/ML と異なった具体性の欠けたものとなっています。

加えていえば、我が国でも国連安全保障理事会による北朝鮮制裁の一環として行われている貨物検査法では、その検査対象品目として武器（通常兵器）を規定していますが、国際レジームである WA/ML に準拠して規定しており、その旨は国会審議の場で明示的に説明されています⁷。規定としては、導入当時は内閣法制局の審査を経て政令で、その後、迅速な対応が必要との理由により外務、財務、国交の３省連名の告示⁸の別表第５「武器関連の物資」で規定されていますが、同じ武器を規定していながら、輸出令別表第１の

⁶ 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告、2024.4.2
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/pdf/20240424_1.pdf

⁷ 第 174 国会 参議院 国土交通委員会 第 14 回、平成 22 年 5 月 27 日

⁸ 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件、平成二十九年十月十三日

1 項と国連安保理決議及び WA/ML に基づく貨物検査法の告示で定めている武器とは異なる内容となっています。

1 項武器と WA/ML とは、かなり乖離があり、例えば、WA/ML では、軍の近代化の鍵となる、いわゆる C4ISR（指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、監視、偵察）に即した品目も規制対象となっているほか、IT 関連軍事技術や情報通信関連技術の内でも、軍専用仕様になり得るものがあると思われませんが、それらは現行の 1 項ではカバーされていないように思われます。1 項武器リストと WA/ML との乖離があるということは、我が国の武器関連の輸出管理が欧米先進国と比較して漏れがあるということも懸念され、かつ、防衛装備移転三原則上の武器は、輸出令別表 1 の 1 項武器のうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供するものと定義されていることから、三原則上の武器にも漏れがあるということにもなり、この観点からも WA/ML に 1 項武器を準拠させる、あるいは WA/ML と 1 項武器との関係を明確化させることが期待されるところです。(1) で述べたように武器技術についても、外為令別表の 1 項では「係る技術」として規制され、WA/ML の「必要な技術」に比べると広く規制対象となっていることから、これについても、併せて WA/ML に準拠させることが期待されます。

なお、現在、WA/ML リストの一部は、輸出令別表第 1 では 14 の項で規制されているものもあります。また、1 の項にある武器のうちには、警察用、産業用、民間用のものもあります。したがって、WA/ML 準拠に際しては、それらの扱いについては、調整が必要になると思われます。

3. 解決に向けた要望

以上問題を解決するために、以下の解決策の検討を要望いたします。

(1) 展示会等における防衛装備に関する情報提供の円滑化

① 基礎的マーケティング情報の規制対象からの除外（Q&A2-9 を見直し）

上記 2. (1) を踏まえて、防衛省の確認が得られた基礎的マーケティング情報については、規制対象外と整理し、Q & A 2 - 9 の内容を以下のように修正する等、見直しを検討頂きたい。

Q 2 - 9 : 質問

外国為替令別表の 1 の項に規定する「輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」との関係で、技術には、単なる製品紹介で提供されるような基礎的なマーケティング情報も含まれるのでしょうか。

A 2 - 9 : 回答

技術とは、「貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報」をいい、この情報

は、技術データ又は技術支援の形態により提供されますが、外国為替令別表の 1 の項における「輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」との関係で言えば、貨物の単なる機能、性能、外観等や、不特定多数の者が入手可能な公知の情報として取り扱われても支障が無い情報であって、設計情報や製造方法等の「貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報」を含まないようなものは、規制の対象には含まれません。

他方、御質問にある「製品紹介で提供されるような基礎的なマーケティング情報」には様々なものが想定され、規制対象に該当するか否かを一概に評価できません。仮に、解釈を誤って本来は許可が必要なものを無許可で国外事業者等に提供した場合は法令違反に問われるため、慎重な対応が求められます。

自衛隊の装備品、船舶、航空機等に関する個別の技術が、「貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報」に該当するか否かを判断する場合には、その設計、製造及び使用に係る事務・活動を実際に行っている防衛省に対して同省がこれまでも所掌事務の一環として行っている確認（何人に対しても開示することが可能であり、不特定多数の者が入手可能な公知の技術として取り扱われても支障がない情報の範囲の確認）を依頼していただくことも有効です。防衛省により、「不特定多数の者が入手可能な公知の情報として取り扱われても支障が無い」との確認が得られれば、実際の公知化の有無にかかわらず、確認いただいた情報については、外国為替令別表の 1 の項の規制の対象外であると判断することができます。

なお、該当するか否かについて疑義が生じた場合には、「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」の規定に基づき、経済産業省に対して照会を行ってください。

②展示会等を対象にした簡便で包括的な許可制度の創設

①の対応が困難な場合は、上記 2. を踏まえて、展示会等を対象にした簡便で包括的な許可制度の創設を要望いたします。その際、展示会等で提供する防衛装備品に関する基礎的なマーケティング情報について、防衛省の事前確認は必要になると考えるものの、展示会等の都度、経済産業省に役務取引許可申請を行うことは手続き負担が大きく、かつ、展示会会場で誰に情報を提供するかといった需要者の特定も現実的ではないことから、防衛省に展示会毎に又は対象技術毎に提供する情報の事前確認を行うことを条件に、一定期間内に開かれる展示会等において需要者を特定することなく、展示品の説明などの情報提供ができるような包括的な許可制度の創設を検討いただきたい。

（2）防衛省支援のための特例の拡充

外国における防衛省支援のための役務取引等について、貿易外省令第 9 条第 2 項の

特例に追加することを要望いたします。次に改正案を示します。

2 令第 17 条第 5 項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 経済産業大臣が行う取引

二 令別表中欄に掲げる技術(宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を除く。)を本邦又は外国(輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。)別表第 3 に掲げる地域又は防衛装備品・技術移転に係る協定を締結した外国を言う。以下この号において同じ。)において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、防衛大臣が行うもの。

二の二 前号の防衛大臣が行う取引を防衛大臣の委託を受けて居住者が行う取引

二の三 令別表中欄に掲げる技術を外国において防衛大臣に提供することを目的とする取引であって、居住者が行うもの

二の四 前号の取引を支援することを目的とする取引であって、外国において居住者間で行うもの

(3) 他項目についての早期の検討

(1) については閉鎖的展示会への出展に関する 1 項技術の役務取引の解決策、(2) については防衛省支援のための役務取引の解決策として提案しましたが、2.(3) 及び(4) で掲げるとおり、根本的な課題の解決は、国として防衛装備移転を推進している中で避けて通れない問題であり、引き続き前向きに検討いただきたい。

1 項の定義の問題については、防衛装備移転の問題に留まらず、現在検討が進められている通常兵器キャッチオール規制の前提ともなるものであるため、早期検討をお願いしたい。

①許可制度の整備等

- (i) 防衛省向け事業については、防衛省による確認を含む防衛省向け案件であることを明示した関連文書の作成・入手・保管及び経済産業省への定期的な報告等を条件とした包括許可制度を新設していただきたい。
- (ii) 許可の更新に当たっては、内容に変更がない、若しくは軽微な変更の場合については手続きを簡素化していただきたい。

②1 項の定義の問題に関する検討

輸出令別表第 1 の 1 項武器、外為令別表の 1 項武器技術を、基本的に WA/ML に準拠した内容とするか、又は 1 項武器と WA/ML との関係を明確化していただきたい。

WA/ML を内閣法制局の審査を経て国内法に反映したリストは、貨物検査法に基づく告示として既にあることから、たとえば、輸出令別表第 1 の 1 の項に次のようなイメージで一項目追加する等の形で対応できないでしょうか。このようなイメージであれ

ば、1の項の全面書き換えではなく、政府内で既に認知されている WA/ML を反映した最小限の規定追加で問題の解消につながると考えられます。

(十八) 貨物検査法に基づく物資告示の別表第5（武器関連の物資）として定める品目（(一) から（十七）までに規定するもの及び十四の項に規定するものを除く）

以上